

京都市告示第154号

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者を、平成22年6月29日から平成23年3月31日まで、次のとおり指定したので、京都市病院事業財務規則第25条の2により告示します。

平成22年6月28日

京都市長 門川 大作

1 指定代理納付者の名称等

名称及び代表者	住所
京都クレジットサービス株式会社 代表取締役 大槻 隆士	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 731番地
京銀カードサービス株式会社 代表取締役 池田 紘章	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 731番地
イオンクレジットサービス株式会社 代表取締役 神谷 和秀	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

2 指定代理納付者による納付を認める歳入の範囲

京都市立病院における診療に係る使用料又は手数料

(京都市立病院事務局医事課)